

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	76.6%
正職員	60.4%
パート・有期職員	87.2%

対象期間： 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

賃 金： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正職員： 院外への出向者を除く。

パート・有期職員： 契約職員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明：

<正職員>

正職員のうち、最も差異が生じている役職は部長級で、特に男性が多い。また、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、賃金水準の低い女性労働者が多くなっている。このため、男女賃金格差が生じている。

<パート・有期職員>

パート医師の割合が女性よりも男性が多いため、格差が生じていると考えられる。